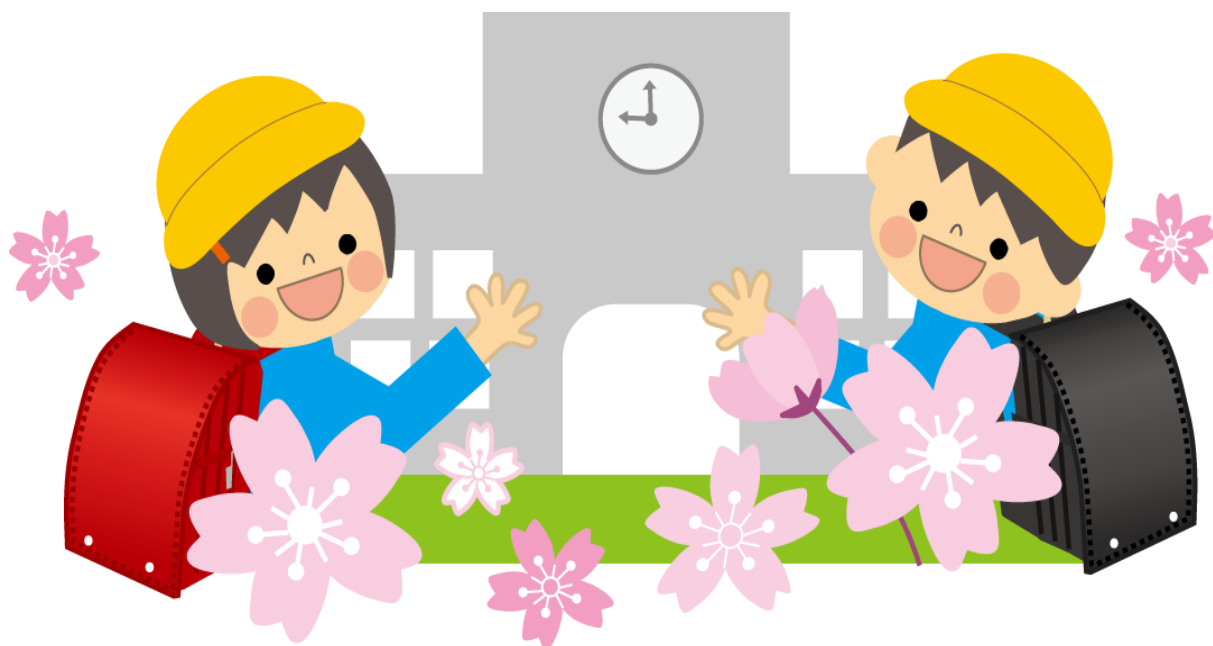


# 放課後キッズクラブ

## 入会のしおり

### 令和5年度版



**市ヶ尾小学校放課後キッズクラブ  
運営法人 NPO法人はまキッズ市ヶ尾**

(注) 本案内の内容は、令和5年1月時点で作成したものです。

# 目 次

|    |                           |          |
|----|---------------------------|----------|
| 1  | 放課後キッズクラブとは               | .....P1  |
| 2  | 運営法人NPO法人はまキッズ市ヶ尾について     | .....P1  |
| 3  | 市ヶ尾小学校放課後キッズクラブの活動について    | .....P1  |
| 4  | 放課後キッズクラブの開所日について         | .....P1  |
| 5  | 放課後キッズクラブの利用区分について        | .....P2  |
| 6  | わくわく【区分1】の利用について          | .....P3  |
| 7  | すくすく【区分2A・B】の利用について       | .....P5  |
|    | くすくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について | .....P6  |
| 8  | 保険への加入について                | .....P8  |
| 9  | 利用申込みについて                 | .....P10 |
| 10 | 利用の決定について                 | .....P11 |
| 11 | 新1年生の利用開始について             | .....P11 |
| 12 | 利用区分の変更について               | .....P11 |
| 13 | 広報誌『キッズニュース』              | .....P12 |
| 14 | 利用予定について                  | .....P13 |
| 15 | 『利用カード』の提出について            | .....P13 |
| 16 | 利用当日の流れについて               | .....P15 |
| 17 | おやつについて                   | .....P16 |
| 18 | 利用料等の支払方法について             | .....P17 |
| 19 | 警報発表時等の対応について             | .....P18 |
| 20 | 夏休み期間中の利用について             | .....P19 |
| 21 | 市ヶ尾小学校放課後キッズクラブホームページ     | .....P20 |
| 22 | ご意見・ご要望等について              | .....P20 |
| 23 | お問い合わせ先                   | .....P20 |

## (参考資料)

- 保険に関するQ&A .....P21
- 令和5年度放課後キッズクラブの利用にあたって必要な書類等
- スポーツ安全保険のご案内

## (様式等)

- 放課後キッズクラブ利用申込書、利用申込書記入例

## 1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。

平成16年度に開始され、令和2年度には本市の全ての小学校に設置されています。

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブは、青葉区が選定した法人（NPO法人はまキッズ市ヶ尾）が運営を行っています。

## 2 運営法人 NPO法人はまキッズ市ヶ尾 について

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブを運営する「NPO法人はまキッズ市ヶ尾」は、地域の方々にご協力いただき発足しました。これからも多くの地域の方々に見守っていただき、地域で子どもたちを育てていきます。また、「NPO法人はまキッズ市ヶ尾」は、子どもたちのことを第一に考えて活動していきます。子どもたちがキッズから帰るときに、一つでよいので「来て、楽しかった！」と思える活動を目指します。

## 3 市ヶ尾小学校放課後キッズクラブの活動について

子どもたちが、いろいろな経験を積んで豊かな放課後の時間を過ごせるよう、様々な遊びのプログラムを用意します。通常の活動では「工作の日」、「おりがみの日」を設け、月替わりでテーマを決めて作品をつくっています。校庭では、サッカーや一輪車、ホッピング、バトミントン、鬼ごっこ、体育館ではドッジボールなど、体を使った遊びをします。

長期休業中には特別活動を行っています。夏にはスイカ割、しゃぼん玉、冬にはお餅つき大会、などです。他にも音大生の皆さんによるコンサートやオセロ大会、ボッチャやキッズヨガなど通常の放課後の時間では行えない活動を企画しています。

放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

※放課後児童支援員とは

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上（かつ2,000時間以上）放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

## 4 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則として開所となります。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（詳しくは、P2参照）。

## 5 放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、遊び場利用を目的とした「わくわく区分」と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく区分」があります。また、「すくすく区分」には、午後5時まで利用の「すくすく（ゆうやけ）」と午後7時まで利用の「すくすく（ほしぞら）」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いいたします。

| 利用区分       |                 | わくわく<br>【区分1】  | すくすく【区分2】  |  |
|------------|-----------------|--|--|--|
|            |                 |  | ゆうやけ【A】  | ほしぞら【B】  |
| 利用目的       |                 | 遊びの場   | 遊びの場+生活の場  |  |
| 登録条件       |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること。</li> <li>当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。</li> </ul> |  |  |
|            |                 | —  | <u>留守家庭児童等※であること</u>   |  |
| 利用時間       | 平日              | 放課後から <u>午後4時まで</u>  | 放課後から <u>午後5時まで</u>  | 放課後から <u>午後7時まで</u>                                |
|            | 土曜日             | なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可  | 午前8時30分～<br><u>午後5時まで</u>  | 午前8時30分～<br><u>午後7時まで</u>                          |
|            | 土曜日を除く<br>学校休業日 | 午前10時～12時<br>午後1時～3時（開所しない場合もあります）<br>※午前・午後のどちらかで利用ができます。   | 午前8時～ <u>午後5時まで</u>  | 午前8時～ <u>午後7時まで</u>                                |
| 利用料        |                 | <u>無料</u><br>※スポット利用は800円/回+<br><u>おやつ代（P3参照）</u>  | <u>月額2,000円+おやつ代</u><br><u>（7,8月のみ2,500円+おやつ代）</u><br>※延長料（午後7時まで）は<br><u>400円/回</u>     | <u>月額5,000円+おやつ代</u><br><u>（7,8月のみ5,500円+おやつ代）</u> |
|            |                 |  | <u>減免あり（詳しくはP7を参照）</u>   |  |
| 保険加入料      |                 | 年額800円必須（詳しくはP8、9を参照）  |  |  |
| 定員         |                 | なし   | あり   |  |
| 利用申込に必要な書類 |                 | 利用申込書  | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用申込書</li> <li><u>留守家庭児童等であることの証明書</u></li> </ul> |  |
|            |                 | ※利用区分に関わらず、 <u>食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表（写し）の提出が必要です。</u>  |  |  |

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

## 6 わくわく【区分1】の利用について

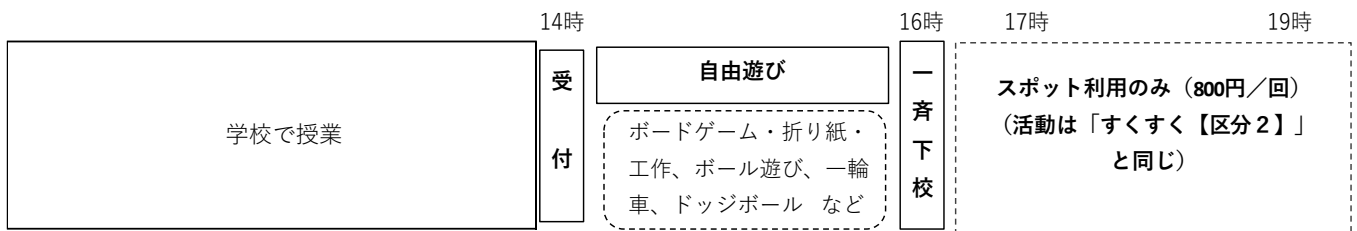
### (1) 利用時間

|        |  |
|--------|--|
| 平日     | 放課後～午後4時   |
| 学校休業日※ | 午前10時～12時、午後1時～3時 ※どちらかの時間帯で参加<br>(開所しない場合もあります) |

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

### (2) 一日の活動スケジュール（標準例）

#### <平日（学校のある日）>

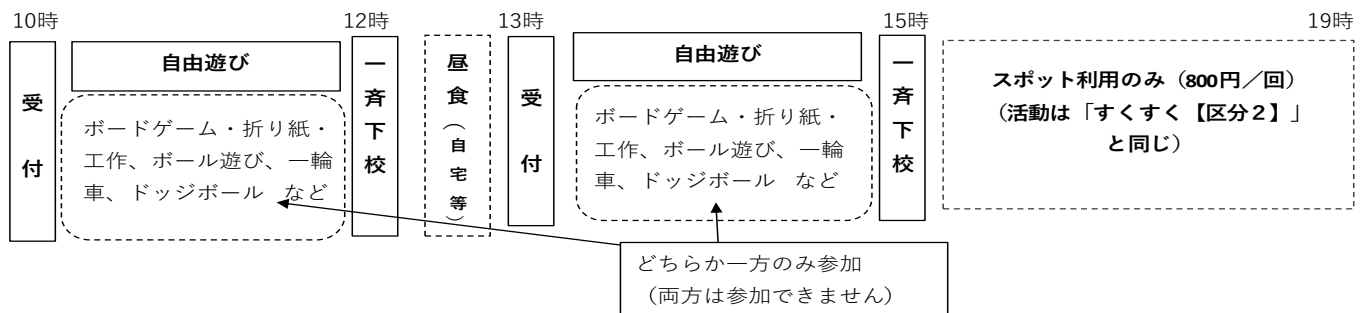


★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

#### <学校休業日（土曜日除く）>

##### <学校休業日（土曜日除く）>



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、**キッズクラブ内では昼食を食べられません。**

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

### (3) 利用料について

わくわく【区分1】は**無料**です。※ただし、保険加入は必須です（詳しくはP8, 9を参照）。

#### スポット利用について

スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童等として午後7時まで受入れる制度です。すすく【区分2A・B】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代100円がかかります（おやつを食べない場合は800円の利用料のみ）。スポット利用の場合は、必ず保護者のお迎えをお願いします。お迎えの際に利用料をお支払いください。

#### (4) プログラム参加の場合

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせします。

※ スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

#### (5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P22参照）や夏休みにおいて猛暑が予想される時（P19参照）、新型コロナウイルス感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、**わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。**

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせさせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う受入れの考え方については、以下のとおりです。

＜新型コロナウイルス感染症に伴うわくわく【区分1】の受入れの考え方＞

新型コロナウイルス感染症の影響がある場合においては、わくわく【区分1】の利用を制限・中止等に変更をさせていただく場合があります。

なお、コロナ禍におけるわくわく【区分1】の受入れ方法について、横浜市が次のとおり受入れの考え方の目安を示しています。詳細については、市ウェブページでご確認いただけます。

（※あくまでも目安のため、学校やキッズクラブの状況に応じて受け入れることとなります。実際の受入れ方法については、直接クラブにお問い合わせください。）

| 神奈川県 新型コロナ感染症レベル | わくわく【区分1】の受入れの考え方（目安）   |
|------------------|---|
| レベル4（避けたいレベル）    | 中止及び一層の利用制限（中止とする場合は別途通知）   |
| レベル3（対策を強化すべき）   |   |
| レベル2（警戒を強化すべき）   | 原則として利用制限   |
| レベル1（維持すべき）      | 原則として受入れ。ただし、実施条件を満たせない場合や、学校の感染症対策の対応に沿わない場合はクラブの実情に応じて利用を調整することとする。 |
| レベル0（感染者ゼロ）      | 従来通り受入れ（制限等なし）  |

＜横浜市ウェブページ URL＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/houkago-kids.html>



## 7 すくすく【区分2A・B】の利用について

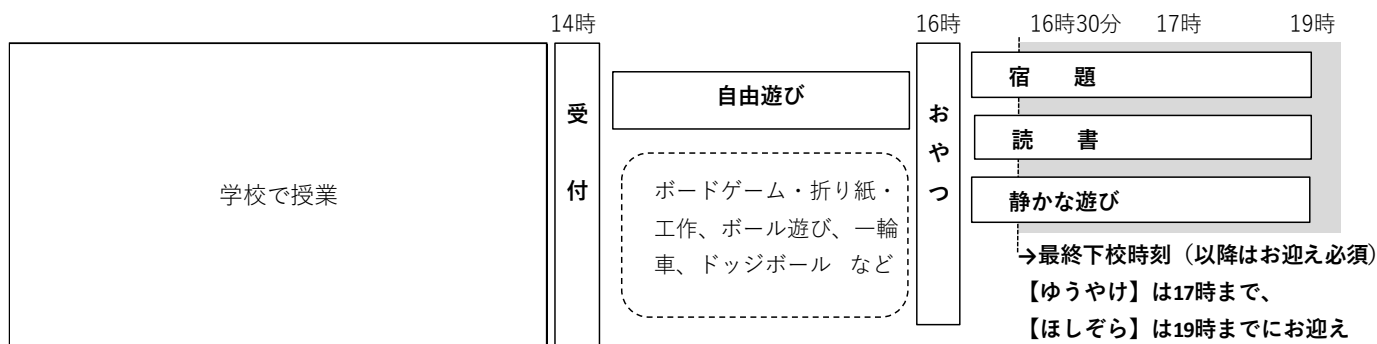
### (1) 利用時間

|                 | すくすく（ゆうやけ）【区分2A】※ | すくすく（ほしぞら）【区分2B】 |
|-----------------|-------------------|------------------|
| 平日              | 放課後～午後5時          | 放課後～午後7時         |
| 土曜日             | 午前8時30分～午後5時      | 午前8時30分～午後7時     |
| 土曜日を除く<br>学校休業日 | 午前8時～午後5時         | 午前8時～午後7時        |

※すくすく（ゆうやけ）【区分2A】は延長料（400円/回）を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

### (2) 一日の活動スケジュール（標準例）

#### <平日（学校がある日）>



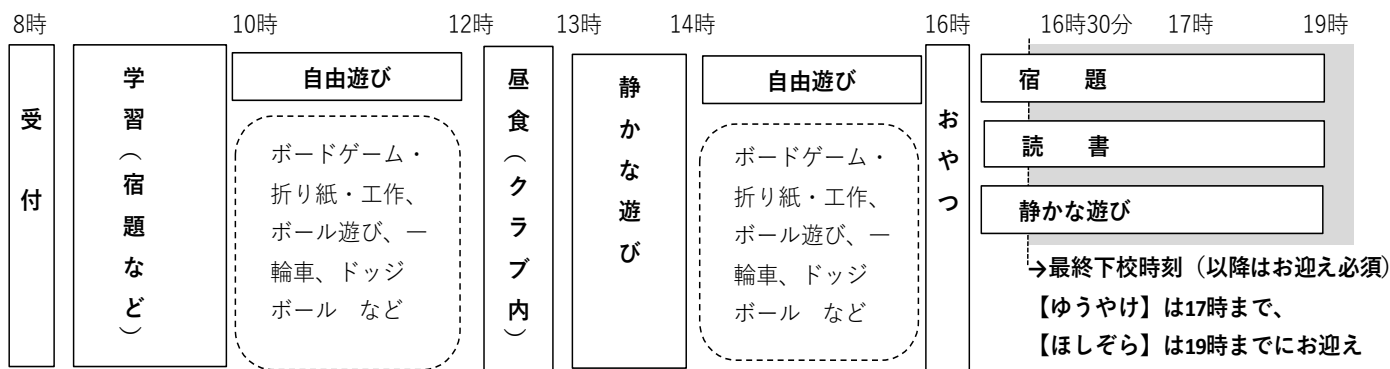
★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

#### <学校休業日>



★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

★土曜日は8時30分からの開所です。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

### (3) 利用料について

すくすく【区分2A・B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

|             | すくすく（ゆうやけ）【区分2A】            | すくすく（ほしぞら）【区分2B】            |
|-------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 利用料（月額）     | 2,000 円<br>(7、8月のみ 2,500 円) | 5,000 円<br>(7、8月のみ 5,500 円) |
| 延長料（午後7時まで） | 1 回あたり 400 円                | —                           |

※利用料とは別に保険の加入が必要です（詳しくは P8、9 参照）。

※すくすく【区分2A・B】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として実費相当額がかかります。プログラムに参加する場合には、利用料とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。（プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。）

※利用料はクラブが指定する期日までにお支払いください。

※すくすく【区分2A・B】の利用料には減免制度があります（詳しくは P6、7 参照）。

## <すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について>

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

### (1) 減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。

- ①横浜市就学援助を受けている方
- ②生活保護世帯の方
- ③市民税所得割非課税世帯の方

### (2) 減免金額

減免額の上限は月額 2,500 円です。

（例）月額利用料（※）が 2,000 円の場合は、減免後の利用料は月額 0 円

月額利用料（※）が 5,000 円の場合は、減免後の利用料は月額 2,500 円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わくわく【区分1】のスポット利用料（1回 800 円）、すくすく（ゆうやけ）【区分2A】の延長料（1回 400 円）及び保険加入料は減免の対象となりません。

### (3) 減免制度利用にあたっての留意点

・(4)に記載している①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）については、速やかに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。

・虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

減免を希望する場合は「(4) 申請手続き」もあわせてご確認ください。

#### (4) 申請手続き

減免を希望される場合は、以下の表をご確認いただき、利用申込書の「V 減免利用について」欄を記入した上で、必要書類を提出してください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。）

なお、年度途中に減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

申請期限は当該年度の 12 月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則としてできませんので、ご注意ください。

| 対象となる方         | 提出書類  | 提出時期                              |
|----------------|---|-----------------------------------|
| ①就学援助を受けている方   | <b>就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ、又は就学援助認定通知【コピーしたもの】</b><br>・ <u>年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。</u> （当該月から減免の適用となります。）<br>・ <u>4月に当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。</u> （減免相当額は後日返金※）<br>・ <u>新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。</u>   | 学校から受理次第<br>速やかに                  |
| ②生活保護世帯の方      | <b>保護証明書【原本】又は生活保護費支給証【写し】</b><br>・保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料です。）   | キッズクラブ申込時<br>又は<br>減免の適用を受けようとする時 |
| ③市民税所得割非課税世帯の方 | 以下の書類のうちいずれか1つ<br>・ <b>市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】</b><br>区役所税務課で取得することができます（1件につき300円がかかります）。<br>・ <b>市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】</b><br>区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。<br>・ <b>給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】</b><br>勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。<br>※減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。<br>※市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。 | キッズクラブ申込時<br>又は<br>減免の適用を受けようとする時 |

※前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

## 8 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険にご加入いただくとともに、保険の掛金（お子さん1人につき年額800円）を負担していただきます。

この保険は市ヶ尾小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人が加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、保険の掛金をお支払いください。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。

また、「保険に関するQ&A（P21）」も、あわせてご一読ください。

### 【スポーツ安全保険とは】

「①傷害保険」「②賠償責任保険」「③突然死葬祭費用」の3つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等による事故を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です）
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります（事業者・支援員が児童に対して行う指導・業務上の過失などは関係しません）。
- ③ 突然死（急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とした死亡）に際して、親族が負担した葬祭費用を補償

#### （1）保険の掛金

お子さん1人につき年額800円

#### （2）補償内容

|          | 内容                      | 保険金額・支払限度額※                   |
|----------|-------------------------|-------------------------------|
| 傷害<br>保険 | 通院（1日目から30日限度）          | 1500円/日                       |
|          | 入院（1日目から180日限度）         | 4000円/日                       |
|          | 死亡                      | 3000万円                        |
|          | 後遺障害                    | （最大）4500万円                    |
| 賠償<br>責任 | 対人・対物賠償合算<br>（ただし、対人賠償） | 支払限度額 1事故 5億円<br>支払限度額 1名 1億円 |

#### （3）対象となる事故の範囲

- ① 放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
- ② 放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

#### (4) 支払方法

支払いは下記口座に令和 5 年度の学年と児童名で振り込んでください。振込手数料は保護者負担となります。兄弟いっしょに振り込んでかまいません。

例① ) 2 イチガオハマコ                      例② ) 1 ヨコハマタロウ 3 ハナコ

|      |                      |       |    |         |
|------|----------------------|-------|----|---------|
| 振込口座 | 横浜銀行                 | 市ヶ尾支店 | 普通 | 6103463 |
|      | NPO 法人はまキッズ市ヶ尾       |       | 理事 | 蟹江千鶴    |
|      | (エヌピーオーハウジンハマキッズイチガオ |       | リジ | カニエチツル) |

#### (5) その他

- 利用申込みに際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- 市内で転校し、転校前にスポーツ安全保険の掛金をお支払いいただいている場合で、転校先のキッズクラブの保険もスポーツ安全保険の場合は、新たにスポーツ安全保険の掛金をお支払いいただく必要はありません。ただし、転校先のキッズクラブまたは運営法人にご連絡をお願いします。転入先のキッズクラブまたは運営法人から所定のフォームにてスポーツ安全協会に提出します。
- 事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

## 9 利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月20日までに必要書類を提出してください。

| 利用区分             | 利用登録に必要なもの   | 提出締切※4/1 から利用開始の場合 |           |
|------------------|--|--------------------|-----------|
|                  |  | 在校生                | 新1年生      |
| わくわく<br>【区分1】    | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用申込書</li> <li>保険料（800円）</li> </ul>                         | 令和5年3月20日          | 令和5年4月21日 |
| すくすく<br>【区分2A・B】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用申込書</li> <li>保険料（800円）</li> <li>留守家庭児童等を証明する書類</li> </ul> | 令和5年2月25日          | 令和5年3月11日 |

**※わくわく【区分1】の新1年生は、スポット利用の場合も含め、5月8日からの利用開始となります（詳しくはP参照）。**

### <留守家庭児童等を証明する書類>

すくすく【区分2A・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません（利用申込書はお子さん1人につき1部必要です）。

| 保護者の状況                     | 各種証明書等   |
|----------------------------|--|
| 会社員、公務員等                   | <u>就労（予定）証明書</u>   |
| 勤務予定者                      |  |
| 産休中及び育休中                   |  |
| 自営業                        | <u>自営業従事者等申告書</u>  |
| 病気の方<br>看護・介護中の方           | <u>病気・障害等申告書（※1）</u><br>※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。                       |
| 障害のある方                     | <u>病気・障害等申告書</u><br>※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。                    |
| 求職中の方                      | <u>求職活動申告書（※2）</u>   |
| 在学中（中学生、高校生除く）             | <u>学生証の写し又は在学証明書</u>   |
| 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方 | <u>罹災証明書*</u><br>※地震による家屋損壊…区役所<br>地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。 |

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります。）

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

## 10 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人「NPO法人はまキッズ市ヶ尾」から事前にご連絡させていただきます。

## 11 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

| 利用区分        | 利用開始日                          |
|-------------|--------------------------------|
| わくわく【区分1】   | 学校生活への影響を考慮し、利用開始は5月8日からとなります。 |
| すすく【区分2A・B】 | 4月1日から利用することができます。             |

＜新1年生の利用にあたっての注意事項＞

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から4月15日までの間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いします。

1. 利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
- ②お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

## 12 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用区分変更申込書を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用区分変更申込書は、原則変更希望月の前月20日までに提出してください。ただし、夏休み（7・8月）については、定員調整が必要になる場合もあるため、原則6月20日までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合がありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

＜留守家庭児童等を証明する書類の提出について＞

- 年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要になります。
- 一度すすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出をしていただくなど、留守家庭児童等に該当するか確認をさせていただきます。
- すすく【区分2A・B】内の変更（ゆうやけ【区分2A】⇔ほしぞら【区分2B】）は、留守家庭児童等を証する書類の再提出が不要です。
- 勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

キッズクラブへの登録が完了したら、利用開始日に向けての準備をお願いします。  
次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

### 13 広報誌『キッズニュース』

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。キッズニュースは、市ヶ尾小学校キッズクラブのホームページにもアップしています。

#### (1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月、月末までに発行します。1～2年生は全員に、3年生以上はキッズ登録者に、お子さんを通じてご家庭に配付します。

なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合、学校の担任の先生を通じて、全校児童に『キッズニュース』を配付することもあります。

#### (2) 『キッズニュース』の内容

##### ① 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会、防災・避難訓練等のお知らせもします。

##### ② 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

##### ③ お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

#### ～『キッズニュース』への写真掲載について～

『キッズニュース』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載します。『キッズニュース』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。写真掲載を希望されない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

## 14 利用予定について

### ① わくわく「区分1」の方

利用できる日・人数を『キッズニュース』でお知らせします。利用を希望される方は電話で申し込んでください。

### ② わくわく「区分1」でスポット利用の方

利用を希望される方は前日 18 時までには電話で申し込んでください。

すすすくの申し込み状況によって、利用できない場合もあります。

### ③ すくすく「区分2A・B」の方

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブのホームページ内にある「会員専用サイト」から申し込みができます。

原則前月の 27 日までに利用申請をお願いします。詳細は、利用登録の際にお知らせします

\*事前申込みが必要なプログラムについては、『キッズニュース』などで別途お知らせします。

## 15 『利用カード』の提出について

事前に申請されたお子さんの利用入退室予定を確認し、『利用カード』でその日に実際に利用する(した)かどうかを確認します。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズに行くかどうか」を確認し、利用する場合には『利用カード』に、保護者の方が必要事項を記入の上、保護者印(署名も可)を押印してお子さんに持たせてください。

『利用カード』は、キッズルームの受付で放課後キッズクラブのスタッフに提出してください。放課後キッズクラブで利用の印を押します。それが「利用確認」になります。

### (1) 利用カードの種類

① わくわく「区分1」用・・・白 日付が入っていません。利用するに日付を各自記入してください。

② すくすく「区分2A」(ゆうやけ)用・・・学年により色が異なります。月ごとに日付が入っています。

1年・うす桃 2年・クリーム 3年・水色 4年・黄緑 5年・ふじ紫 6年・うすだいたい

④ すくすく「区分2B」(ほしぞら)用・・・学年により色が異なります。月ごとに日付が入っています。

1年・桃 2年・黄 3年・青 4年・緑 5年・紫 6年・だいたい

### (2) 配付方法

① わくわく「区分1」用・・・記入欄がなくなり次第、利用した日にキッズで新しいものを入れま

す。

② すくすく「区分2A・B」用・・・月末までに翌月分をお子さんにお渡しします。

### (3) 記入方法

① わくわく「区分1」用・・・学年・組・お子さんの氏名を記入します。

利用する日付を記入の上、保護者の方が下校時刻・お迎えの有無を記入し、押印してください。

② すくすく「区分2A・B」用・・・お子さんの利用区分に○をつけ、学年・組・お子さんの氏名を記入します。保護者の方が下校時刻・お迎えの有無を記入し、押印してください。

すすすく「区分2A」の方が午後5時以降に利用する場合は(事前に申し込んでください)、連絡事項欄にスポットと記入してください。



## 16 利用当日の流れについて

### (1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

- ① 各学級での帰りの会が終わったら、上履きのままキッズクラブに行きます。キッズクラブは東昇降口の隣です。  
※学校休業日等については、通用門（学校登校時に利用する門）のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、東昇降口より入校し、キッズルームまで行きます。
- ② 利用カードをキッズクラブのスタッフに渡して受け付けをします。
- ③ 上履きを脱いで、キッズ廊下の上履き入れに入れたら、ランドセルをロッカーに入れてキッズの名札を付け、スタッフの指示に従って活動を開始します。

### (2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。  
※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

#### ① キッズクラブを利用するのに必要な持ち物

- ・キッズクラブ利用カード（利用日に「下校時刻」「お迎えの有無」「保護者印（署名も可）」を記入すること）
- ・水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）

#### ② キッズクラブで1日過ごす場合に必要な持ち物（学校がお休みの日）の持ち物

※すくすく【区分2A・B】・わくわく【区分1】スポット利用が対象

上記の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。

- ・ハンカチ・ティッシュ
- ・お弁当（午後まで利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤等を入れ、工夫をお願いします。）
- ・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）
- ・上履き、帽子

#### ③ キッズクラブに持ってきてはいけないもの

- ・学校に持って来てはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話等）は持ってきてはいけません。

### (3) 帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんが一人で帰る場合とお迎えの場合があります。なお、お子さんが一人で帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し一斉下校を行っています。

帰る時刻の10分前に片づけます。キッズの名札を外し『利用カード』を受け取ります。『利用カード』は必ずランドセルにしまいます。

一斉下校は昇降口から帰ります。一斉下校時刻以降は上履きを自分の下駄箱に入れ、外靴をキッズルームの下駄箱に持ってきます。お迎えが来たら、キッズルーム校庭側出入り口から帰ります。

#### ① 一斉下校について

- ・一斉下校は、保護者のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅します。一斉下校時刻は30分毎に設定しています。お子さんが一人で帰る場合には、利用カードに「一斉下校時刻」までの時間を記入してください。

- ・わくわく【区分1】（スポット利用を除く）の場合は、午後4時の一斉下校時刻までに下校となります。
- ・すくすく【区分2A・B】又はわくわく【区分1】のスポット利用で、最終下校時刻を過ぎる場合は、保護者又は代理引取り人のお迎えを必要としています。下表のとおり、季節ごとで最終下校時刻が異なりますのでご注意ください。

#### 最終下校時刻（一人帰り）

|        | わくわく【区分1】<br>(学校休業日を除く) | すくすく【区分2A・B】 |
|--------|-------------------------|--------------|
| 4月～9月  | 午後4時                    | 午後5時         |
| 10月～3月 | 午後4時                    | 午後4時         |

- \*すくすく【A】【B】は、最終下校時刻以降に帰る場合はお迎えが必要です。
- \*一斉下校は30分刻みです（例：3時 3時30分）
- \*わくわく【区分1】は、利用開始時刻によって最終下校時刻が異なります。

## ②お迎え

お迎えは、保護者の方又は代理引き取り人の方ができます。お迎え予定時刻を『利用カード』に記入してください。お迎えに来た際は、通用門のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、入校し、校庭側からキッズルームまでお越しください。

- ・すくすく（ゆうやけ）【区分2A】で、利用カードに「お迎え」となっている場合、そのお迎えが午後5時を越えたときは、延長利用の扱い（400円/回）となります。

#### [代理引取り人について]

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

## 17 おやつについて

すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写）をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

おやつ開始時刻は、通常は午後 4 時 30 分、学校休業日（土曜日、代休日、長期休業中）は午後 4 時です。

## 18 利用料等の支払方法について

### (1) すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】の利用料等の支払方法

- ① 利用料の引き落とし口座を登録していただきます。
- ② 毎月月末におやつ代を計算し、翌月上旬に請求書をお渡しします。利用料とおやつ代、ゆうやけスポット利用料の合計金額が毎月 17 日に引き落としになります。

### (2) わくわく【区分1】のスポット利用料等の支払方法

保護者の方がお迎えの際、その都度お支払いください。

### (3) プログラム参加の実費徴収

プログラムの申込みと合わせて、費用をお支払いください。お支払い方法は、プログラムの内容と合わせてキッズニュースでお知らせします。

## (1) 警報発表時の対応

|        |     | 警報発表時の放課後キッズクラブの対応 <b>【浸水対象】</b>   |
|--------|-----|--|
| 学校がある日 | 登校前 | <p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、<u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</u></p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。</p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><b>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、閉所となります。</b></p>                   |
|        | 登校後 | <p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。スポット利用以外のわくわく区分のおさんは、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><b>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は、放課後キッズクラブは閉所となります。</b></p> |
|        | 放課後 | <p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の<u>保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p><b>※特別警報発表時や又は「避難情報」が発表された場合であっても、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</b></p>   |
| 学校がない日 | -   | <p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れ</u>を行います。</p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><b>※特別警報発表時又は「避難情報」が発表された場合は閉所します。</b></p>  |

※「避難情報が発表された場合」とは、当該所在地に「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」のいずれかが発表された場合をいいます。

なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

○横浜市 防災情報ポータル URL: <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

>本市トップページ>暮らし・総合>防災・救急・防犯>防災・災害>防災・災害情報>防災情報> 防災情報ポータル(避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況) (外部サイト)

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能になっているかどうかを確認してください。

## (2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社(JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン)の計画運休が判明した場合とします。

## (3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

## 20 夏休み期間中の利用について

### (1) わくわく【区分1】の利用制限について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

すすく【区分2A・B】に関しては「熱中症警戒アラート」が発令してもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

※「熱中症警戒アラート」について

- ・発表は1日2回、前日の午後5時と、その日の朝5時
- ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表

※ご家庭でも下記のアドレスから「熱中症警戒アラート メール配信サービス」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「熱中症警戒アラート メール配信サービス」の登録 ※メール配信の目安は4月～10月頃です。

PC・スマートフォン <https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

フィーチャーフォン <https://m.sugumail.com/m/env/home>

LINE 公式アカウント LINE ID : kankyo\_jpn

アカウント名 : 環境省、二次元コード(環境省のページで「友だち追加」をタップ)



## (2) 利用にあたってのお願い

### ①水分補給

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。  
キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子さんが、こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

### ②利用時間の順守

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。  
日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

## 21 市ヶ尾小学校放課後キッズクラブホームページ

市ヶ尾小学校放課後キッズクラブのホームページがあります。  
QRコードを読み取っていただくと、見ることができます。  
キッズニュースを毎月アップしていますので、ご覧ください。  
「会員専用サイト」は、「すくすく」登録の方が使用します。



## 22 ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、市ヶ尾小学校放課後キッズクラブまたはNPO法人はまキッズ市ヶ尾までご相談ください。

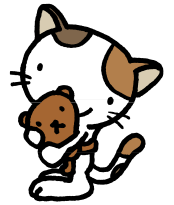
## 23 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

(例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど)

|                                    |              |              |
|------------------------------------|--------------|--------------|
| 市ヶ尾小学校放課後キッズクラブ<br>(NPO法人はまキッズ市ヶ尾) | TEL：973-5105 | FAX：973-5105 |
| 横浜市青葉区こども家庭支援課                     | TEL：978-2345 | FAX：978-2422 |

## 保険に関する Q&A



|     |   |
|-----|---|
| Q 1 | 保険の掛金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？   |
| A 1 | はい。保険の掛金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必ず利用前に掛金をお支払いください。                 |
| Q 2 | 振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？                                 |
| A 2 | お子さまにお金を持たせることは、やめてください。<br>キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますよう、ご協力をお願いします。 |
| Q 3 | 1日だけのイベントへの参加でも保険の掛金を支払うのですか？   |
| A 3 | はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に掛金をお支払いください。                |
| Q 4 | キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、掛金は返還してもらえますか？                               |
| A 4 | 一度お支払いいただいた掛金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。  |

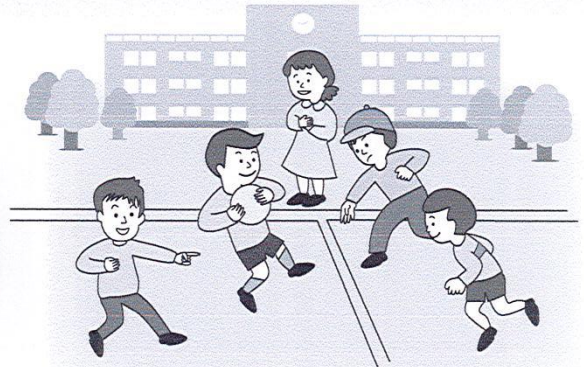


# 「放課後児童クラブ」 「放課後子ども教室」におすすりめ スポーツ安全保険のご案内

★万が一の事故を安心サポート!!

「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」に安心して参加いただくために、万一のケガや賠償責任の事故への備えとして、スポーツ安全保険へのご加入をお勧めします。

本補償制度は、参加する児童から指導者等の大人まで幅広い層を対象とし、ご加入頂いた放課後児童クラブまたは放課後子ども教室での様々な団体活動を補償しております。



## 加入区分・掛金・補償額

加入者ごとに加入区分をご選択いただき、合計人数**4名以上**でご加入ください。

| 加入対象者                                  |                                   | 加入区分 | 年間掛金<br>(1人当たり) | 傷害保険金額              |                     |   | 賠償責任保険<br>支払限度額<br>(免責金額なし)                               | 突然死葬祭<br>費用保険<br>支払限度額 |
|--|-----------------------------------|------|-----------------|---------------------|---------------------|---|---|------------------------|
|  |                                   |      |                 | 死亡                  | 後遺障害<br>(最高)        | 事件の日からその日を含めて180日以内(注1)<br>入院日額 (180日限度) 通院日額 (30日限度) |   |                        |
| 子ども<br>(中学生以下<br>特別支援学校高等部<br>の生徒を含む。) | 放課後児童クラブ・<br>放課後子ども教室に<br>参加する子ども | A1   | 800円            | 引き上げました。<br>3,000万円 | 引き上げました。<br>4,500万円 | 4,000円 1,500円   | 対人・対物賠償<br>合算1事故 <b>5億円</b><br>ただし、対人賠償は<br>1人 <b>1億円</b> | 180万円                  |
|  | 文化活動の指導者<br>準備・片付け・子どもの送迎を<br>行う者 | A2   | 800円            | 2,000万円             | 3,000万円             | 4,000円 1,500円   |   |                        |
| 大人<br>(高校生以上)                          | 64歳<br>以下<br>(注2)                 | C    | 1,850円          | 2,000万円             | 3,000万円             | 4,000円 1,500円   |   |                        |
|  | スポーツ活動の指導者<br>65歳<br>以上<br>(注2)   | B    | 1,200円          | 600万円               | 900万円               | 1,800円 1,000円   |   |                        |

(注1) 入院、通院は1日目から補償されます。

(注2) 「令和5年4月1日」時点の年齢にて判断します。

※上表の他に個人活動中の事故も補償するAW・CW・BW区分もあります。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

このご案内は、スポーツ安全保険の概要を説明したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましては、スポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

# スポーツ安全保険の補償内容について

## ① 対象となる事故

ご加入いただいた放課後児童クラブまたは放課後子ども教室の管理下で行われる団体活動と、自宅と団体活動場所との通常の経路往復中の傷害・賠償責任事故および突然死(注)を補償します。(ただし、学校および保育所の管理下における活動中の児童、生徒、学生または幼児の事故を除きます。)

(注) 被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。

**傷害保険**

放課後児童クラブに参加した子どもがケガをしてしまった

放課後子ども教室に参加した後、帰宅途中でケガをした

**賠償責任保険**

団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを割ってしまった

**突然死葬祭費用保険**

活動中に急性心不全で死亡した

## ② 補償期間

加入手続日が令和5年3月31日以前の場合 令和5年4月1日午前0時から

令和6年3月31日午後12時まで

加入手続日が令和5年4月1日以降の場合 加入手続日の翌日午前0時から

## ③ 補償内容

|                       | 傷害保険   | 賠償責任保険   | 突然死葬祭費用保険   |
|-----------------------|--|--|---|
| <b>対象となる事故</b>        | 被保険者(補償の対象となる方)が日本国内における団体での活動中および往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。<br>※急激で偶然な外来の事故により被った傷害とは、突発的な予知できない出来事にとまとう外部からの作用により被った傷害をいい、身体に内在する疾病は含まれません。  | 被保険者が日本国内で行う団体での活動中および往復中に、またはそれらを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことにより被った損害を補償します。<br>(例1) 団体活動への往復中、自転車で通って通行人とぶつかりケガをさせた場合<br>(例2) 団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを割ってしまった場合  | 被保険者が日本国内における団体での活動中および往復中に突然死(※)した場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。<br>※突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。<br>① 団体での活動中および往復中の死亡<br>② 団体での活動中および往復中に顕著な体調変化が確認(*1)され、そのときから24時間以内の死亡(*2)。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限りします。<br>(*1) 被保険者以外の第三者により確認されたものに限りします。<br>(*2) 顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。  |
| <b>保険金が支払われない主な場合</b> | (1) 次のような事由により生じた傷害<br>① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失<br>② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転<br>③ 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む)、心神喪失<br>④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)<br>⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など<br>※テロ行為によるケガは対象となります。<br>(2) 見当失、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの<br>(3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。)<br>(4) ご加入の加入区分で補償できない活動を実施している間に生じた傷害<br>(5) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害<br>(6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません<br>① 急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用保険の対象となります。)<br>② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、クナ障害、オスグッド病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害<br>③ 成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など)など<br>(7) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 など | (1) 法律上の賠償責任が発生しない損害<br>※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、不可避的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。<br>(2) 次のような事由に起因する損害<br>① 被保険者の故意<br>② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打<br>③ 自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)、航空機(グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)、船舶(人力または風力を原動力とするものを除く。)の所有、使用または管理<br>④ 狩猟<br>⑤ 地震、噴火、洪水、津波または高潮、戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など<br>⑥ サイバー攻撃<br>(3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任<br>(4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。)<br>(5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害<br>(6) 学校、保育所の管理下における児童、生徒、学生または幼児の活動に起因する損害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に起因する損害には支払われます。)<br>(7) ご加入の加入区分で補償できない活動中に起因する損害<br>(8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害(ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。)<br>(9) 被保険者が公務員(ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員などの非常勤で団体活動を指導する者を除く。)として職務上遂行した業務に起因する損害<br>(10) 日本国外で行う活動に起因する事故(AW・BW・CW区分については一部対象となります。)<br>(11) BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における就業中に起因する事故 など<br>(12) 補償期間外に発生した事故 など | <b>突然死葬祭費用保険</b><br>(1) 次のような事由により生じた突然死<br>① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失<br>② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転<br>③ 被保険者の心神喪失<br>④ 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療処置<br>⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など<br>(2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。)<br>(3) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死<br>(4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故<br>(5) 傷害購入の死亡保険金としてお支払い対象となる死亡<br>(6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など |

## 公益財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-11 <https://www.sportsanzen.org>

0570-087109 (固定電話)

LINE 公式アカウント

03-5510-0033 (携帯電話等)



## <引受幹事保険会社>

東京海上日動火災保険(株) 公務第2部文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階

0120-233-801 (平日9:00~17:00)

(共同引受保険会社(令和5年4月予定))

あいおいセイメイ 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG 損保

## 資料のご請求

各種資料のご請求は、スポーツ安全協会ホームページまたはお電話(0120-222-410)で受付けております。

(令和5年度の各種資料は令和5年2月下旬より受付)

※平日9:00~17:00 当電話番号では資料請求以外のご照会はお受けできません。

スポーツ安全保険

検索

●当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外・就業中外担保)・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険)および賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外・就業中外担保)付帯普通傷害保険賠償責任担保条項)によって構成されています。

令和4年12月作成

22-TC08199

# 令和5年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類

## <利用申込み>

利用申込書（全利用区分、必須）

保険料（全利用区分、必須）

すくすく【区分2A・B】に登録する場合

※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。

※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。

| 保護者の状況                         | 対象書類                                  |
|--------------------------------|---------------------------------------|
| 会社員、公務員等                       | 就労（予定）証明書                             |
| 勤務予定者                          |                                       |
| 産休中及び育休中                       |                                       |
| 自営業                            | 自営業者等申告書                              |
| 病気の方                           | 病気・障害等申告書 +<br>診断書等病気の状況がわかる書類        |
| 看護・介護中の方                       |                                       |
| 障害のある方                         | 病気・障害等申告書 +<br>身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類 |
| 求職中の方                          | 求職活動申告書                               |
| 在学中の方<br>（中学生・高校生除く）           | 学生証又は在学証明書                            |
| 震災、風水害、火災その他の<br>災害の復旧に当たっている方 | 罹災証明書                                 |

お子さんに食物アレルギーがある場合

学校生活管理指導表（写）

減免申請をする場合 ※次のいずれかの提出が必要です。

|             |  |
|-------------|--|
| 就学援助世帯      | 就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ<br>（写） ※7月下旬以降に提出 |
|             | 就学援助認定通知（写） ※7月下旬以降に提出                     |
| 生活保護世帯      | 保護証明書【原本】                                  |
|             | 生活保護費支給証（写）                                |
| 市民税所得割非課税世帯 | 市民税・県民税（非課税）証明書【原本】                        |
|             | 市民税・県民税税額決定・納税通知書（写）                       |
|             | 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（写）              |

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

チェック欄

## 令和5年度 市ヶ尾小学校 放課後キッズクラブ利用申込書

NPO法人はまキッズ市ヶ尾 宛 次のとおり市ヶ尾小学校放課後キッズクラブの利用を申し込みます。

## I 利用児童

|                  |                    |                           |  |
|------------------|--------------------|---------------------------|--|
| ふりがな             |                    | 学校名                       | 市立・国立・私立・その他（1つを○囲み）   |
| 氏名               |                    |                           |  |
| 生年月日             | 年 月 日（才）           | 学年・組                      | 年 組  |
| 利用区分<br>(1つを○囲み) | 1 わくわく【区分1】        | 利用料：無料<br>利用時間：～16時       | ※わくわく【区分1】は、スポット利用（800円/回）を除き、16時で一斉下校となります。また、警報発表時や猛暑時等は利用できない場合があります。 |
|                  | 2 すくすく（ゆうやけ）【区分2A】 | 利用料：2,000円/月<br>利用時間：～17時 | 【留守家庭児童等のみ選択可】<br>※すくすく【区分2A・B】に登録する場合は、 <b>保護者の方の就労証明書等の提出</b> が必要です。   |
|                  | 3 すくすく（ほしぞら）【区分2B】 | 利用料：5,000円/月<br>利用時間：～19時 | ※すくすく【区分2A・B】の7・8月の利用料は通常の利用料に加え、 <b>±500円</b> がかかります。                   |
| 利用開始希望日          |                    |                           |  |

## II 利用頻度 ※すくすく【区分2A・B】への申込みの場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。（利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。）

|                     |                 |                      |       |
|---------------------|-----------------|----------------------|-------|
| 平日（月～金）<br>(1つを○囲み) | 週 1・2・3・4・5 日程度 | 土曜日の利用<br>(どちらかを○囲み) | あり・なし |
|---------------------|-----------------|----------------------|-------|

## III 食物アレルギーについて

|                           |       |                             |  |
|---------------------------|-------|-----------------------------|--|
| 食物アレルギーの有無※<br>(どちらかを○囲み) | あり・なし | アレルギーのある食べ物<br>(「あり」の場合に記載) |  |
|---------------------------|-------|-----------------------------|--|

- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、利用区分に関わらず学校に提出する「学校生活管理指導表」(写)を提出してください。
- ※ 学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出ください。
- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、**職員との面談を実施します。**

## IV その他健康状態等の配慮すべき事項について

|   |  |
|---|--|
| その他健康状態等の<br>配慮すべき事項  |  |
| 児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を <u>希望する</u> ・ <u>希望しない</u> （どちらかを○囲み） |  |

## V 減免利用について ※すくすく【区分2A・B】利用料減免を希望する場合（予定含む）のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

|                        |      |                         |       |
|------------------------|------|-------------------------|-------|
| 減免の適用<br>(希望する場合のみ○囲み) | 希望する | 昨年度の減免の適用<br>(どちらかを○囲み) | あり・なし |
|------------------------|------|-------------------------|-------|

## VI 確認事項

|  |                        |
|--|------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>令和5年度市ヶ尾小学校放課後キッズクラブの「入会のしおり」について確認しました。</li><li>当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。</li><li>放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区子ども家庭支援課や利用児童が通う市ヶ尾小学校に対して提供することを認めます。</li><li>児童育成の観点から、必要に応じて、市ヶ尾小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、市ヶ尾小学校と放課後キッズクラブとで情報共有することに差支えはありません。</li><li>(減免を受けている場合のみ) 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。</li></ul> | 年 月 日<br>保護者氏名<br>(自署) |
|--|------------------------|

【申込みのために記入された個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません。】（裏面あり）

## VII 保護者等連絡先

以下の連絡先は、児童の出欠席確認や急病時等に利用します。必ずつながる連絡先の記入をお願いします。

|   |         |      |  |                   |   |
|---|---------|------|--|-------------------|---|
| 保護者代表<br>①<br><small>(日常の連絡相手方)</small> | 氏名      | 【続柄】 | 同じ学校に在籍している兄弟姉妹 <small>(いる場合に記入)</small> |                   |   |
|   | 住所      | 〒    | —  | 年 組 (名)           |   |
|   | 電話 (携帯) | (自宅) |  | 年 組 (名)           |   |
|   | メールアドレス |      |  |                   |   |
|   | 勤務先     | (電話) |  | キッズ(学校) から自宅までの略図 |   |
| 連絡先<br>②                                | 氏名      | 【続柄】 |  |                   |   |
|   | 住所      | 〒    |  |                   | — |
|   | 電話 (携帯) | (自宅) |  |                   |   |
|   | メールアドレス |      |  |                   |   |
|   | 勤務先     | (電話) |  |                   |   |
| 連絡先<br>③                                | 氏名      | 【続柄】 |  |                   |   |
|   | 住所      | 〒    |  |                   | — |
|   | 電話 (携帯) | (自宅) |  |                   |   |
|   | メールアドレス |      |  |                   |   |
|   | 勤務先     | (電話) |  |                   |   |
| 連絡先<br>④                                | 氏名      | 【続柄】 |  |                   |   |
|   | 住所      | 〒    |  |                   | — |
|   | 電話 (携帯) | (自宅) |  |                   |   |
|   | メールアドレス |      |  |                   |   |
|   | 勤務先     | (電話) |  |                   |   |

\*枠内に収まらない場合は、別紙で提出してください。

## VIII 児童代理引取人届出

- ・代理引取人は「VII 保護者等連絡先」欄に記入した以外の方で、当該児童の引取人となる方をご記入ください。
- ・当該代理引取人がお迎えに来られた際には、本人確認を行いますので、**免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。**
- ・当該項目が空欄の場合、引取人は、「VII 保護者等連絡先」欄に記入した方のみとさせていただきます。

| 代理引取人名 | 続柄 | 住 所 | 電話番号 |
|--------|----|-----|------|
|        |    |     |      |
|        |    |     |      |

## 放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

| 受付日 | すくすく【区分2A・B】登録証明書類  | 利用料減免                 |  |       | 保険加入<br>確認 |
|-----|---|-----------------------|--|-------|------------|
|     |   | 適用                    | 対象事由                                   | 書類受理日 |            |
|     | 就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書<br>病気・障害等申告書、診断書(写)、身体障害手帳(写)<br>求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書<br>その他 ( ) | あ<br>り<br>・<br>な<br>し | ・就学援助を受けている<br>・生活保護世帯<br>・市民税所得割非課税世帯 |       |            |
| 備 考 |   |                       |  |       |            |

令和5年度 市ヶ尾小学校 放課後キッズクラブ利用申込書

提出日を記入します

NPO法人はまキッズ市ヶ尾 宛 次のとおり市ヶ尾小学校放課後キッズクラブの利用を申し込みます。

I 利用児童

|                  |                    |                               |  |
|------------------|--------------------|-------------------------------|--|
| ふりがな             | よこはま さくら           | 学校名                           | 市立 国立・私立・その他 (1つを○囲み)  |
| 氏名               | 横浜 さくら             | 学校名                           | 市ヶ尾小学校   |
| 生年月日             | 平成26年 10月 30日 (8才) | 学年・組                          | 3 年 組  |
| 利用区分<br>(1つを○囲み) | 1 わくわく【区分1】        | 利用料 : 無料<br>利用時間 : ~16時       | ※わくわく【区分1】は、スポット利用(800円/回)を除き、16時で一斉下校となります。また、警報発表時や猛暑時等は利用できない場合があります。                                       |
|                  | 2 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】 | 利用料 : 2,000円/月<br>利用時間 : ~17時 | 【留守家庭児童等のみ選択可】<br>※すくすく【区分2A・B】に登録する場合は、保護者の方の就労証明書等の提出が必要です。<br>※すくすく【区分2A・B】の7・8月の利用料は通常の利用料に加え、土500円がかかります。 |
|                  | 3 すくすく(ほしぞら)【区分2B】 | 利用料 : 5,000円/月<br>利用時間 : ~19時 |  |
| 利用開始希望日          | 令和3年4月1日           | 記入日時点のお子さんの年齢を記載してください。       | 4月からの学年を記入してください。組はわかるまで空欄で提出可能です(新年度に職員が記入します)。   |

II 利用頻度 ※すくすく【区分2A・B】への申込みの場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。)

|                     |                 |                      |       |
|---------------------|-----------------|----------------------|-------|
| 平日(月~金)<br>(1つを○囲み) | 週 1・2・3・4・5 日程度 | 土曜日の利用<br>(どちらかを○囲み) | あり・なし |
|---------------------|-----------------|----------------------|-------|

III 食物アレルギーについて

|                           |       |                             |      |
|---------------------------|-------|-----------------------------|------|
| 食物アレルギーの有無※<br>(どちらかを○囲み) | あり・なし | アレルギーのある食べ物<br>(「あり」の場合に記載) | 卵、小麦 |
|---------------------------|-------|-----------------------------|------|

- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、利用区分に関わらず学校に提出する「学校生活管理指導表」(写)を提出してください。
- ※ 学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出ください。
- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、職員との面談を実施します。

IV その他健康状態等の配慮すべき事項について

|   |                |
|---|----------------|
| その他健康状態等の<br>配慮すべき事項                              | 肌がかぶれやすい(軟膏塗布) |
| 児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を 希望する・希望しない (どちらかを○囲み) |                |

V 減免利用について ※すくすく【区分2A・B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

|                        |      |                         |       |
|------------------------|------|-------------------------|-------|
| 減免の適用<br>(希望する場合のみ○囲み) | 希望する | 昨年度の減免の適用<br>(どちらかを○囲み) | あり・なし |
|------------------------|------|-------------------------|-------|

減免の対象となり、適用を希望する場合のみ記入してください。

VI 確認事項

|  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度市ヶ尾小学校放課後キッズクラブの「入会のしおり」について確認しました。</li> <li>・当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。</li> <li>・放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区子ども家庭支援課や利用児童が通う市ヶ尾小学校に対して提供することを認めます。</li> <li>・児童育成の観点から、必要に応じて、市ヶ尾小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、市ヶ尾小学校と放課後キッズクラブとで情報共有することに差支えはありません。</li> <li>・(減免を受けている場合のみ)虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。</li> </ul> | <p>令和5年 3月 1日 保護者氏名 横浜 太郎 (自署)</p> <p>記入日を入れてください。</p> |
|--|--|

【申込みのために記入された個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません。】(裏面あり)

## Ⅶ 保護者等連絡先

以下の連絡先は、児童の出欠席確認や急病時等に利用します。必ずつながる連絡先の記入をお願いします。

|                      |         |                                 |                            |  |
|----------------------|---------|---------------------------------|----------------------------|--|
| 保護者代表①<br>(日常の連絡相手方) | 氏名      | 横浜 太郎 【続柄 父】                    | 同じ学校に在籍している兄弟姉妹 (いる場合に記入)  |  |
|                      | 住所      | 〒 000 - 0000<br>〇〇区〇〇町△一△       | 年 組 (名)                    |  |
|                      | 電話 (携帯) | 090-0000-0000 (自宅) 045-000-0000 | 年 組 (名)                    |  |
|                      | メールアドレス | 〇〇〇〇 @ 〇〇〇 .ne.jp               |                            |  |
|                      | 勤務先     | (株) 〇〇商会 (電話) 03-0000-0000      | キッズ(学校) から自宅までの略図          |  |
| 連絡先②                 | 氏名      | 横浜 花子 【続柄 母】                    |                            |  |
|                      | 住所      | 〒 000 - 0000<br>〇〇区〇〇町△一△       |                            |  |
|                      | 電話 (携帯) | 080-0000-0000 (自宅) 045-000-0000 |                            |  |
|                      | メールアドレス | 〇〇〇〇 @ 〇〇〇 .ne.jp               |                            |  |
|                      | 勤務先     | (株) 〇〇サービス (電話) 03-0000-0000    |                            |  |
| 連絡先③                 | 氏名      | 【続柄】                            |                            |  |
|                      | 住所      | 〒 -                             |                            |  |
|                      | 電話 (携帯) | (自宅)                            |                            |  |
|                      | メールアドレス |                                 |                            |  |
|                      | 勤務先     | (電話)                            |                            |  |
| 連絡先④                 | 氏名      | 【続柄】                            |                            |  |
|                      | 住所      | 〒 -                             |                            |  |
|                      | 電話 (携帯) | (自宅)                            |                            |  |
|                      | メールアドレス |                                 |                            |  |
|                      | 勤務先     | (電話)                            | * 枠内に収まらない場合は、別紙で提出してください。 |  |

## Ⅷ 児童代理引取人届出

- ・代理引取人は「Ⅶ 保護者等連絡先」欄に記入した以外の方で、当該児童の引取人となる方をご記入ください。
- ・当該代理引取人がお迎えに来られた際には、本人確認を行いますので、**免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。**
- ・当該項目が空欄の場合、引取人は、「Ⅶ 保護者等連絡先」欄に記入した方のみとさせていただきます。

| 代理引取人名 | 続柄 | 住 所         | 電話番号         |
|--------|----|-------------|--------------|
| 横浜 三郎  | 祖父 | 横浜市中区〇〇-〇-〇 | 045-000-0000 |
|        |    |             |              |

## 放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記入しないでください。

| 受付日 | すくすく【区分2A・B】登録証明書類  | 利用料減免                 |  |       | 保険加入<br>確認 |
|-----|---|-----------------------|--|-------|------------|
|     |   | 適用                    | 対象事由                                   | 書類受理日 |            |
|     | 就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書<br>病気・障害等申告書、診断書(写)、身体障害手帳(写)<br>求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書<br>その他 ( ) | あ<br>り<br>・<br>な<br>し | ・就学援助を受けている<br>・生活保護世帯<br>・市民税所得割非課税世帯 |       |            |
| 備 考 |   |                       |  |       |            |